

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

奈良県公安委員会

委員長 島本 太香子

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「情報通信技術活用規則」という。」を削り、「第11条」の次に「及び奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第43号）第9条」を加え、「使用して」を「使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により」に改め、「（奈良県公安委員会、奈良県警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）」を削る。

第2条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 奈良県公安委員会等 奈良県公安委員会、奈良県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第8号及び奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月奈良県条例第17号。以下「条例」という。）第2条第7号に規定する申請等をいう。
- (6) 処分通知等 法第3条第9号及び条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。

第2条第2項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第4条を削る。

第3条中「申請等に」を「法第6条第1項又は条例第3条第1項に規定する申請等に」に、「奈良県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（奈良県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。第6条において同じ。）を備えたもの」を「警察本部長が定める技術的基準に適合するもの」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（手続等の告示）

第3条 警察本部長は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他警察本部長が必要と認める事項を告示するものとする。

第5条第1項中「電子情報処理組織」を「法第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織」に、「入力し」を「入力し、又は送信し」に改め、同条第2項中「奈良県公安委員会等」を「警察本部長」に、「入力しなければならない」を「入力し、又は送信しなければならない」に改め、同条第3項中「電子証明書」の次に「であって次の各号のいずれかに該当するもの」を加え、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (3) 警察本部長が告示で定める電子証明書（前2号に規定するものを除く。）
 - (4) 前3号に規定するもののほか、奈良県公安委員会等が指定する電子証明書
- 第5条第4項を削り、同条第5項中「入力した」を「入力し、又は送信した」に、「入力された」を「入力され、又は送信された」に改め、同項を同条第4項とする。

第9条中「のうち、奈良県公安委員会に係るものは別に定めるものとし、奈良県警察

本部長及び警察署長に係るもの」を削り、「奈良県警察本部長」を「、警察本部長」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「電子情報処理組織」を「法第7条第1項又は条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織」に改め、同条を第9条とする。

第7条を削る。

第6条中「処分通知等に」を「法第7条第1項又は条例第4条第1項に規定する処分通知等に」に、「奈良県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能を備えたもの」を「警察本部長が定める技術的基準に適合するもの」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(署名等に代わる措置)

第6条 法第6条第4項及び条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると奈良県公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると奈良県公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。